

# 春日部市食品ロス削減行動指針

令和2年10月

環境経済部リサイクル推進課

# 食品ロス削減行動指針

## — 目 次 —

### 第1章 行動指針策定の趣旨

- 1 行動指針策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

### 第2章 食品ロスの現状

- 1 国の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 春日部市の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### 第3章 求められる役割と行動

- 1 各主体の役割と行動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### 第4章 基本的な施策

- 1 教育および学習の振興、普及啓発等（法第14条関係）・・・・ 4
- 2 食品関連事業者等の取組に対する支援（法第15条関係）・・・・ 4
- 3 実態調査等（法第17条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 情報収集および提供（法第18条関係）・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 未利用食品等を提供するための活動の支援等（法第19条関係） 4

## 第1章 行動指針策定の趣旨

### 1 行動指針策定の経緯

我が国においては、まだ食べることができる食品が、製造、販売、消費等の各段階において、日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。世界では、飢えや栄養不足で苦しんでいる多くの人がいる中、食料の多くを輸入に依存する我が国は、食品ロスの削減は真摯に取り組むべき課題です。

こうした状況を踏まえ、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元年5月24日に食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号。以下「法」という。）が成立し、5月31日に公布、10月1日に施行されました。

また、国際的には、平成27年(2015年)国連サミットで採択されたSDGsにおいて、2000年度と比較して2030年度までに食品ロス量を半減させる目標が掲げられています。

こうした状況を受け、春日部市における食品ロス削減に向けた取組を着実に推進するため「春日部市食品ロス削減行動指針」を策定するものです。

## 第2章 食品ロスの現状

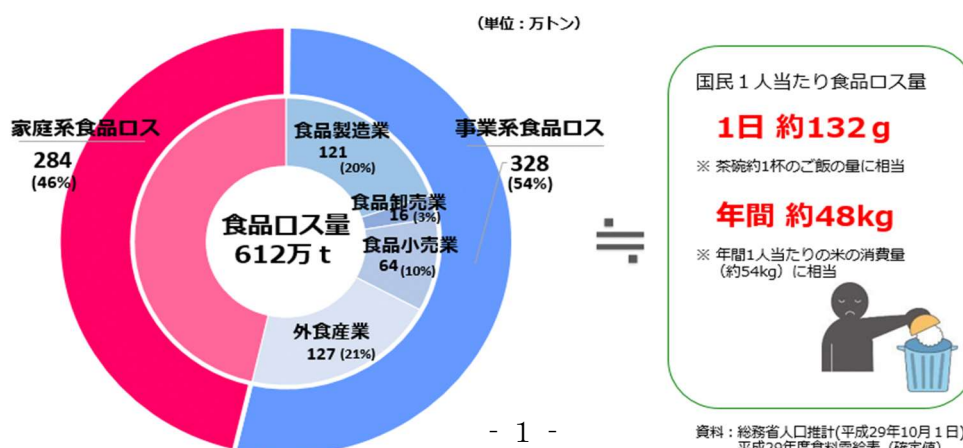
### 1 国の状況

日本の食品廃棄物等は年間2,550万t（平成29年度推計）、このうち、まだ食べられるのに捨てられる食品（食品ロス）の量は年間612万t、およそ4分の1の量が食品ロスで占められています。

国民1人当たりの食品ロス量は、年間で約48kg、これはお茶碗およそ一杯分のご飯を毎日捨てることと同じくらいの量になります。

食品ロスの全体量612万tのうち、事業系食品ロスは328万t（54%）、家庭系食品ロスは284万t（46%）になります。

事業系の食品ロスを業種別で分類すると、食品製造業が121万t、食品卸売業が16万t、食品小売業が64万t、外食産業が127万tになります。



## 2 春日部市の状況

---

春日部市の家庭から出る可燃ごみの総排出量は、平成30年度で年間約44,788 t、そのうち食品廃棄量は約20,307 tと、半分近くを占めています。

また、食品廃棄量のうち、まだ食べられるのに捨てられる食品(未利用食品)は年間約3,188 tと推計され、**市民1人1日あたり約38 gになります。**

## 第3章 求められる役割と行動

食品ロス削減に関する知識や意識の向上、具体的な行動の実践、未利用食品を有効活用する仕組み作りについて、市民(消費者)や事業者、マスコミ、消費者団体、NPO等、国、県、市がそれぞれ役割を果たしながら連携・協働し、食品ロス削減の取組を実施することが求められます。

### 1 各主体の役割と行動

---

#### (1) 市民(消費者)

一人ひとりが食品ロスを減らすことの重要性を理解し、食品ロスを削減するために自らができることを考え行動します。

##### ①食品の購入

- ・買い物に行く前に冷蔵庫や食品庫等の食材を把握し、必要な分だけを購入します。(まとめ買いを避ける。)
- ・買物は、消費期限の近いものから購入します。(手前取り。)

##### ②食品の保存

- ・冷凍や冷蔵など、それぞれの食材が傷みにくい方法で保存します。
- ・同種類の食品は1か所にまとめ、賞味期限や消費期限が長い食品は奥に、それぞれの期限が近い食品は手前に保管する等、在庫管理をします。
- ・賞味期限や消費期限の正しい知識を持ち、安全においしく食べられるうちに食べます。

##### ③調理

- ・野菜の皮は厚くむかないようにします。
- ・生ごみは水切りをしてから捨てます。
- ・食べる人の体調や予定に配慮し、食べきれぬ量で作ります。
- ・残った料理は、リメイクしたりして残さず食べきるようにします。

#### ④外食

- ・テイクアウトのできるお店を活用します。
- ・食べきれる量を注文します。
- ・小盛りや小分けメニューのあるお店を活用します。
- ・食べきれなかった料理を、お店と相談し衛生面に配慮したうえで、持ち帰りを活用します。

#### (2) 一般事業者（従業員）

- ・食品ロスの状況とその削減の必要性について理解し、社員等への啓発を行います。
- ・社員食堂や従業員等の昼食では、市民と同様の取組を行います。

#### (3) 食品事業者

- ・賞味期限、消費期限に近い食品から購入するよう促し、売り切るための取組を行います。
- ・高齢者や単身世帯に対応するため、小分け販売や少量販売など消費者が使いやすい工夫を行います。

#### (4) 外食事業者（レストランや宴会場等）

- ・小盛りや小分けメニューなど、消費者が食べきれる量を選択できる仕組みを導入します。
- ・宴会では、最初と最後に料理を楽しむ時間を設け、美味しい食べきりを呼び掛ける「3010運動」等を実施します。
- ・消費者の自己責任を前提に、残った料理を持ち帰ることができる仕組みを導入します。

#### (5) マスコミ、消費者団体、NPO等

- ・各主体の役割と行動を実践する市民（消費者）や事業者が増えるよう、積極的な普及啓発活動等を行います。

#### (6) 春日部市

- ・市民（消費者）や事業者等が食品ロスの削減について、理解と関心を深めるとともに、それぞれの立場から取組を促進するよう、啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講じます。

## 第4章 基本的施策

春日部市の特性や現状を踏まえ、以下の取組・施策を推進するとともに、新たな取組を積極的に検討・実施していきます。

### 1 教育および学習の振興、普及啓発等（法第14条関係）

#### （1）彩の国エコグルメ協力店の周知・登録店舗の拡大等

彩の国エコグルメの登録店舗の拡大を図り、市・県公式ホームページにおいて、当該制度の周知や登録店舗の紹介を行います。

### 2 食品関連事業者等の取組に対する支援（法第15条関係）

事業者による食品ロス削減のための取組事例や商慣習の見直し等の取組について、あらゆる機会を捉えて、食品関連事業者等と情報交換を行うとともに、当該削減取組等について、市民（消費者）に広く周知し理解を促します。

#### （1）食品ロスの未然防止等の促進

- ① 売れ残りによる廃棄や返品等を削減するため、需要に見合った販売や賞味期限が近い商品の割引販売等に取り組む食品小売店の事例を収集・発信するなど、事業者の取組を支援します。
- ② 外食時の食べ残し等による食品ロスの発生を減らすため、小盛りや小分けメニューなど、消費者が食べきれる量を提供する飲食店の事例を収集・発信するなど事業者の取組を支援します。

### 3 実態調査等（法第17条関係）

食品ロスの削減に関する施策を効果的に実施するため、食品ロスの発生量や内容、発生要因等の把握に努めるため、必要な調査を検討、実施します。

### 4 情報の収集および提供（法第18条関係）

市公式ホームページや広報誌等を通じて、先進的な取組事例等の情報を発信します。

### 5 未利用食品等を提供するための活動の支援等（法第19条関係）

フードバンク活動団体等を通じた未利用食品の活用に関する理解を深めるため、市公式ホームページや広報誌等を通じて情報発信します。